インフラストラクチャーにおける PPP の現状と進展

第5回 都市公園の可能性(最終回)

たかひら ようすけ 高平 洋祐

株式会社日本経済研究所公共デザイン本部インフラ部 主任研究員

1. はじめに

本シリーズの最終回は、都市公園を取り上げる。これまで扱った道路、水道、空港、都市ガスと比べると、ネットワーク性のある施設ではないし、一般的に無償で利用できる点において、やや性質が異なるが、敷地にさまざまな公園施設を配置できたり、それらの施設で経済活動を行えたりすることから、官民連携手法と親和性が高く、導入の歴史も長い。また、昨今の「ニューノーマル」において、運動やレクリエーション、憩いの機会を提供できる施設として高いニーズがあることに加え、賑わいの創出や地域活性化といった役割にも、増々期待が寄せられている。

本稿では、さらなる都市公園の活用に向けて、関係する官民連携手法を概観し、近年の活用事例を紹介するとともに、官民連携における今後の論点を整理してみたい。

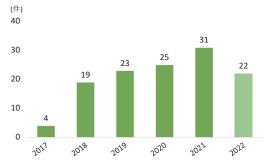
2. 都市公園における官民連携手法

都市公園は、都市公園法で規定された施設であり、自然保護を目的とした自然公園法の公園とは区別される。都市公園法は、都市公園に設置できる公園施設の種類や建蔽率を規定するとともに、民間による公園施設運営を可能とする、設置許可と管理許可(以下、設置管理許可)の制度を定めている。この制度は、都市公園が、そもそも民間によるサービス提供を念頭に置いていることの表れといえる。加えて、2017年の法改正により新設された Park-PFI(公募設置管理制度)は、設置管理許可と、それに由来する公園施設整備/維持管理の導入手続きを円滑化する手法として広く受け入れられ、導入件数は伸長している。



出典:国土交通省資料

図2 Park-PFI活用状況(2022年11月現在)



出典:国土交通省 都市公園の柔軟な管理運営のあり 方に関する検討会「都市公園の柔軟な管理運営 のあり方に関する検討会提言 参考資料【資料 編】」及び各種資料より筆者作成

上記の他、デザインビルド、PFI、指定管理者制度といった一般的な官民連携手法の例も多数存在する。 設置管理許可を含め、採り得る手法は多く、都市公園 内に複数の公園施設がある場合、手法と施設を組み合 わせるとスキーム検討が複雑化する恐れもあるが、そ の公園の魅力向上のために何がしたいかを明確にする ことで、自ずと理に適ったスキームが選択されるもの と考える。

3. 官民連携手法の活用事例

歴史的な経緯もあり、体育施設が公園施設として存在する例は多く、近年のスタジアム・アリーナ改革とも相まって、都市公園と体育施設とを一体的に整備、活用する PPP 事例は多い。こうした体育施設のある都市公園のスキームを見渡しても、バラエティに富んでいることが分かる(表 1)。

官民連携では、民間の創意工夫を発揮するため、なるべくその公園を"柔軟に使いこなせる"ようにすることが望まれる。そうした工夫を種々織り込んでいる事例の一つとして、安満遺跡公園(大阪府高槻市)では、「フルメイド・ハーフメイド」のコンセプトを掲げ、事業開始当初に計画する部分を意図的に限定的にすることで、事業期間中のフレキシビリティを用意している。また、市は、事業期間中の民間事業者からの収益還元を求めているが、その内容として、民間事業者は金銭の他、公園での市民サービスの提供を選択することもできるため、民間事業者にとっては、さらに



【高平洋祐氏のプロフィール】

名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻修了(工学修士)。 2010年株式会社日本経済研究所入社。2018年より現職。

官民連携手法と事例 表 1

7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7	
官民連携手法	体育施設のある公園の一例*1
設置管理許可	横浜公園 (横浜スタジアム)、宮城野原 公園 (宮城球場)
PFI	柳島スポーツ公園 (総合競技場他)、名 古屋市瑞穂公園 (瑞穂運動場)
PFI (コンセッ ション)*2	名城公園(愛知県新体育館)、等々力緑 地(球技専用競技場他)
指定管理者制度	埼玉スタジアム2002公園 (埼玉スタジ アム2002他)、長居公園 (長居球技場他)
Park-PFI*3	青い森セントラルパーク(青森市アリーナ)、川崎市富士見公園(川崎富士見球 技場他)

- **※** 1 複数の手法を併用している場合も、いずれかの 手法に分類した。
- ただし、体育施設等以外の公園施設はコンセッ **※** 2 ションの設定範囲ではない。
- ※3 ただし、体育施設の整備手法は Park-PFI ではない。

出典:各種資料より筆者作成

魅力的な公園にすることで、より収益性を高めること も可能となる。

長期の PPP プロジェクトは、期中に時宜を得た投 資が行われることが望ましいが、公共調達の制度で は、そうした仕組みの実装が難しい面もある。この 点、都市公園では、特有の制度を背景に、官民連携に よって、より柔軟な運営ができる可能性がある。

4. 官民連携のさらなる活用に向けて

本年10月には、国土交通省「都市公園の柔軟な管理 運営のあり方に関する検討会」より提言がなされてお り、その中では3つの戦略(新たな価値創出や社会課 題解決に向けたまちづくりの場とする、しなやかに使 いこなす仕組みをととのえる、管理運営の担い手を広 げ・つなぎ・育てる)が掲げられている。「使われ活 きる公園 | を目指すなかで、こうした戦略が掲げられ ているが、いずれも、官民連携と切り離せないものと いえるだろう。

前記で整理したように、都市公園の官民連携に関す る手法は既に多く整備されており、これをどう使いこ なすかがポイントであろう。他方、都市公園法が規定 する公園施設の内容や、例えばコンセッションといっ た新しい制度と設置管理許可の権限のあり方といった 点には、未整理の部分もあるように思われる。突き詰 めれば、実施主体となる自治体の裁量に委ねられてい る"余白"とも受け止められるが、より柔軟に、積極 的に都市公園を活用しようとする場合、国も一定の解 釈を示すことが必要ではないだろうか。

最後に

本シリーズは、所謂「ハコモノ」ではなく、社会基 盤的な施設を対象として、PPPを切り口に、その現 在地と展望を示すことを狙いとした。ささやかでも本 シリーズが、利用者及び施設等の管理者にとって、今 後のインフラの在り方を考えるうえで、参考となれば 幸いである。

インフラの課題解決には当然、PPP だけでなく、 広域連携、新技術導入、料金適正化等々、あらゆる策 を講じねばならない。まずはそうした議論の出発点と して、少しでもインフラの問題に人々の関心が向けら れることを期待したい。

(本稿(第5回)執筆にあたっては、渋谷コンサル ティング法律事務所 渋谷智美弁護士より助言賜った。 ここに感謝申し上げる。)





安満遺跡公園外観(左:パークセンター、右:大屋根広場)

(株)日本経済研究所撮影)